

シュマーレンバッハ動態論と秘密積立金：(Ⅰ)

津守，常弘

<https://doi.org/10.15017/4475300>

出版情報：経済學研究. 47 (5/6), pp.87-107, 1983-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

シュマーレンバッハ動態論と秘密積立金 (I)

津 守 常 弘

1. 序 言

従来、内外学界において、シュマーレンバッハ動態論に関して試みられてきた研究は、きわめて多数にのぼっている。それらは、さまざまな観点からシュマーレンバッハ動態論の本質・意義を解明しようと試み、その結果、会計学上、多くの貴重な研究成果を生みだしてきた。しかるに、これらの諸研究が達成したこのような成果にもかかわらず、ひとたび、それら諸研究の基礎に据えられている研究方法の面に目を転ずるとき、そこには、ひとつの重大な問題点がふくまれているものと考えられる。すなわち、従来のシュマーレンバッハ研究の方法は、かれの学説の内容、とりわけ論理構造を、現実過程から全く切り離して抽象的に論ずるか、あるいは、(かれの学説をたとえ意識的に現実過程との関連のなかで取扱おうとする場合ですら) まず、かれの学説の内容・論理構造を抽象的に検討することから出発し、しかるのちに、それと現実過程との関連を、ごく一般的に指摘するにとどまるという特徴をもっている。要するに、従来のシュマーレンバッハ研究の方法の特徴は、これを一言にしていえば、全く抽象的であると断ぜざるをえない。

本稿は、筆者がかつてシュマーレンバッハ動態論に関する研究方法について抱いたこのような根本的な疑問から出発して試みた一連の研究¹⁾の一部であるが、爾来20数年間、都合に

より、篋底深く秘め、あえて未発表のままに放置してきたものである。今回、文字通り色あせた旧稿に修正の筆を加え、ようやく公表するにあたり、考えるところあって、ごくわずかの修正にとどめ、可能なかぎり原型をとどめることとした。

右のような事情から、本稿では、なお多分に未熟さをのこしているものの、シュマーレンバッハ動態論の研究について、ひとつの新しい方法の呈示が試みられている。

本稿において適用した方法のひとつは、減価償却の問題をシュマーレンバッハの現実的関心の中心であると同時にその動態論の理論的核心でもあるととらえ、さらに、このような認識にもとづいて、シュマーレンバッハ動態論、とりわけ、その計算構造論の問題点を、なによりも減価償却の論理を媒介として具体的に再検討しようとしたことである。

周知のように、シュマーレンバッハの動態論は、過大償却問題が会計実務・会計制度上の中心問題として登場した今世紀初頭に、まず「修繕の記帳」“Die Verbuchung von Reparaturen” (1908年)²⁾・「減価償却」“Die Ab-

- 1) 拙稿「ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策」(1)(2), 『経済論叢』第88巻第5・6号(1961年), 51-66頁, 58-68頁所収。拙稿「ドイツ独占資本主義と秘密積立金政策」『立命館経営学』第3巻第2・3号(1964年), 90-118頁所収。拙稿「ドイツ静態論と秘密積立金」『立命館経営学』第2巻第2・3号(1963年), 215-271頁所収。
- 2) Schmalenbach, E., Die Verbuchung von Reparaturen, *ZfhF*, Jg. 2., 1907/08, S. 472-474.

schreibung” (1908年)³⁾・「貸借対照表の目的について」“Über den Zweck der Bilanz” (1910年)⁴⁾等の諸論文のなかで、なによりも減価償却問題を足がかりとして、「財産貸借対照表と利益決定貸借対照表とのちがいは、一般に、ただ減価償却価値の場合にのみ現われるのであって、その他の場合には、なんら、ちがいは現われない⁵⁾」という観点のもとに展開されはじめ、しかも、減価償却論をかれの動態論のもっとも中心的・核心的な部分として位置づけながら、次第に体系化されたものである。^(註)

(注) 周知のように、シュマーレンバッハは、利益を「経済性の尺度」または「表現」であると主張し、「私経済的利益」と「共同経済的利益」との関係についての有名な論理を展開している。しかし、そのような論理が介在するにもかかわらず、結局の

ところ、かれの利益概念は、「資本額の差としての利益」ではなく、貸借対照表実務上の利益概念を純化した「給付と費用との差としての利益」または「経営費用をこえる経営給付の超過分」を内容とするものにほかならない。そこで、かれの利益概念の内容を多少ともくわしく検討しようとするれば、いうまでもなく「給付」と「費用」との内容を具体的に理解することが必要になる。

まず給付の側についていえば、シュマーレンバッハ自身の叙述からみても明らかなように、さほど問題にはなりえない。むしろ一層問題をはらんでいるのは、費用の具体的な把握の面である。

かれによれば、費用の把握の仕方⁶⁾には、「原則による費用の把握」、「例外の場合における設備財および販売財からの費用の把握」とがあり、さらに特殊なものとして、利子、偶発的費用等いわゆる「特殊な諸関係のもとにおける費用」の把握の問題がある。このうち、たとえ第三のものが屢々論議的になるとしても、シュマーレンバッハによる費用把握

- 3) Schmalenbach, E., Die Abschreibung, *ZfhF*, Jg. 3., 1908/09, S. 81/88, S. 162/163.
- 4) Schmalenbach, E., Über den Zweck der Bilanz, *ZfhF*, Jg. 5., 1910/11, S. 379/388.
- 5) Ebenda, S. 388.
- 6) 7) 上述の「費用の把握」の仕方、「原則による費用の把握」の仕方等については、もっぱら『動的貸借対照表論』第3版 (Schmalenbach, E.,

Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, 3. Aufl., 1925) の分類、規定にしたがった。周知のように、たとえば、第2版ならびに最近の第11版等には「原則による費用の把握」「例外の場合……」等の分類はなく、また「原則による費用の把握」に属する費用把握方法についても若干の相違が各版にある。すなわち、

	第 2 版	第 3 版	第 11 版
I	(1) 支出と結びついた費用 (die Anknüpfung an die Ausgabe)	(1) 支出およびその他の給付よりの費用の把握 (die Erfassung des Aufwandes aus Ausgaben und anderen Leistungen)	(1) (第3版に同じ)
II	(2) 出入計算法 (die Skontration) (3) 棚卸計算法および耐用年数評定法 (Befundrechnung und Lebensdauerschätzung)	(2) 前給付からの費用の把握 (die Erfassung des Aufwandes aus Vorleistungen) (i) 出入計算法 (ii) 棚卸計算法および耐用年数評定法	(2) (第3版に同じ)
III	(第11版の(3)に相当するものなし)	(第11版の(3)に相当するものなし)	(3) 引当金による費用の把握 (die Erfassung des Aufwandes durch Rückstellungen)
IV	(4) 変則的な把握と経過項目 (die irreguläre Erfassung und die transitorischen Posten)	(3) 経過勘定による費用の把握 (die Erfassung durch transitorische Konten)	(4) (第3版に同じ)

第11版において新たに「引当金による費用の把握」という方法が追加されたことは、それ自体興味ある事実であるが、本稿では問題外である。

とくに第2版と第3版とのあいだには、精疎の差こそあれ基本的には差異はない。

論の背骨をなすものは、やはり第一番目の「原則による費用の把握」であることに変わりはない。

かれは、「原則による費用の把握」⁹⁾の仕方として

- (1) 支出およびその他の給付よりの費用の把握
- (2) 前給付からの費用の把握
- (3) 経過勘定による費用の把握

という三つの方法を挙げているが、第一の方法は、本来、支出との直接的関連のもとにおかれた費用把握の方法であるところから、収支計算と損益計算とのあいだに何ら喰違いはなく、また全体利益と期間利益との関係に関連する何らの困難な問題も生じない。そこで、問題になりうるのはもっぱら第二と第三の方法であり、しかも、原理上ならびに現実的な意義から考えて、とりわけ第二の「前給付からの費用の把握」が問題の焦点をかたちづくることになる。

さて、シュマーレンバッハは、第二の「前給付からの費用の把握」あるいは「前給付の期間的配分」の方法として、さらに

- (A) 出入計算法 (継続記録法)
- (B) 棚卸計算法
- (C) 耐用年数評定法 (減価償却法)

という三つの方法を掲げている。が、まず(A)の方法については、原価計算、月次利益計算において果すこの方法の「大きな意義」をみとめながらも、「年次計算においては、それ〔出入計算法—引用者〕は、年次計算を主要な研究対象にしているこの場処〔『動的貸借対照表論』—引用者〕でその個々の局面を追求する必要がないまでに後退する」⁸⁾とのべて捨象する。そして、もっぱら(B)と(C)の比較検討を、つぎのように行っている。

棚卸計算法は「経験的な計算」(Rechnung a posteriori)であり、耐用年数評定法=減価償却法は「先験的な計算」(Rechnung a priori)といいうるが、計算構造の面から両方法を見れば、

棚卸計算 : 期首在高+増加分-期末在高=費用高

耐用年数評定: 期首在高+増加分-費用高=期末在高

となり、前者を間接的費用計算(indirekte Aufwandsberechnung)、後者を直接的費用計算(direkte Aufwandsberechnung)と呼ぶことができる。これら2方法のうちいずれがえらばれるかは、一応「可能性、便宜性、確実性の問題」であり、

「費用計算においては、一般に、使用財は多く減価償却法により、消費財は、それに反して、多く棚卸法により取扱われるということが出来る」が、「このことは、決して一般的な原則ではない」⁹⁾。むしろ、シュマーレンバッハの立場からみれば、以下の引用から読みとれるように、棚卸計算法は静的計算思考にもとづくものであり、耐用年数評定法=減価償却法は動的計算思考に発するものと考えられ、それゆえ、かれのもとでは、使用財にかぎらず、できるかぎり広汎に動的計算思考たる耐用年数評定法=減価償却法を適用しようとする志向がみられるのである。すなわち、かれは、結論的に、動的思考と静的思考という見地からこれら二方法を比較し、つぎのようにのべている。

「とりたてて主張していない場合でも、静的傾向を有する貸借対照表論者は、いかなる場合といえども在高決定(Befundfeststellung)こそが正しい計算を保証するものであり、減価償却はたんにその補助手段とみなすべきであるということから往々にして出発する。ところが、この見解は動的論的にみると支持しえないものである。あまり努力を要しないで棚卸計算を行いうる場合でも、減価償却法(Abschreibungsverfahren)そのものをえらぶべきことが生ずるのである」¹⁰⁾。

以上、シュマーレンバッハの利益概念の具体的内容を把握するにあたって主として問題になる点を、かれ自身の主張に即して考察した結果、それは費用の把握の面、なかでも前給付からの費用の把握の問題であり、しかも、かれの動的見地から、前給付からの費用把握の問題は主として耐用年数評定=減価償却の問題として主張される傾向があることが明らかになった。それゆえ、シュマーレンバッハの利益概念の具体的内容、したがって、その計算構造論の特質を知るためには、かれの減価償却論についてかなりくわしく研究しなければならない。筆者が、シュマーレンバッハ動態論の批判的検討をおこなう出発点として、今世紀初頭におけるドイツ株式企業の減価償却実務、とりわけ過大償却実務の分析の必要を主張する前提には、上述のごとき、シュマーレンバッハ動態論に占める減価償却論の中心的位置についての認識がすえられているのである。

以上のごとく、シュマーレンバッハ動態論

8) 9) 10) *Ebenda*, S. 104, S. 105 u. S. 110.

が、その生成の過程からみても、その理論体系からしても減価償却論を中心的地位に据えているということは、まさに、この減価償却論のなかに、かれの会計思考が、もっとも典型的かつ集中的に凝集されているということの意味するものである。かくして、シュマーレンバッハ動態論、とりわけ、その計算構造論をとらえようとするならば、減価償却論を媒介として理解・吟味することが、もっとも具体的・現実的なアプローチであることが明らかであろう。

以上が、本稿において呈示した研究方法のひとつの特徴である。

本稿において試みたいまひとつの方法は、シュマーレンバッハ動態論を、相対立する「二つの魂」をもつ一つの矛盾物としてとらえ、したがって、かれの学説の展開を、次第に完成していく単純な進化の過程としてではなく、当初から内在する「二つの魂」の葛藤の過程としてとらえようとしたことである。シュマーレンバッハ動態論は、まず、一方では、自己に先行する法的・静的貸借対照表論の断乎たる否定者として、他方では、実務の肯定者として登場した。それは、ドイツ商法典第三十八第一項「正規の簿記の原則」を楨桿として、この否定と肯定とをなした。しかし、初期における静態論の否定という任務の一応の完了は、次第に、実務の肯定とそれを基礎とした「正規の簿記の原則」の具体的内容の充填・自己の学説体系の完成という側面を主要側面たらしめざるをえない。かくして、シュマーレンバッハ動態論の本質を把握しようとする場合、われわれは、かれの学説の展開過程をつうじて、その学説、とくに減価償却論・秘密積立金論が、果して、いかなる変化をとげるにいたったのかを追求し、さらにすすんで、かれの計算構造論の根底にまで遡り、

「二つの魂」の葛藤が、その計算構造論のいかなる側面と関連するのかを問わねばならない。

かくして、以下、まず、シュマーレンバッハの減価償却論の論理を一步一步とたしかめつつ追跡することにより、減価償却計算の相対的性格、したがって秘密積立金の役割の問題におのずから到達し、ついで、シュマーレンバッハ動態論全体に占める秘密積立金の地位と役割との問題を考察し、さらに、それを媒介としながら、シュマーレンバッハの計算構造論の問題点を検討することとする。

2. 減価償却論における静態論と動態論

周知のごとく、静態論的減価償却論の基本的な立脚点、すなわち、静的減価償却観の基本的特徴は、それが、「貸借対照表真实性原則」、したがって、真実の財産価値の確定という貸借対照表目的観から出発し、その結果、減価償却をもって、財産価値確定のための一手段、反面からいえば、「真実の価値減少」¹⁾ die wahren Wertminderung を算定するための会計処理であるとみなしている点にある²⁾。つまり、静態論者によれば、減価償却は貸借対照表価値論ないし評価論に関連するもの、いわば「評価

1) Schütz, A., *Abschreibungsbegriff und Abschreibungsmethoden im betriebswirtschaftlichen Schrifttum*, 1928, S. 3.

2) 静態論者が減価償却をもって「真実の価値減少」を算定するための会計処理であるとみなす場合、客観価値論者と主観価値論者とのあいだに「真実の価値減少」についての解釈の相異が存在することは、いうまでもない。すなわち、前者は、「真実の価値減少」の内容を「使用財の、前期末の客観的売却価値と現在時点における客観的売却価値との真実の価値差額」と解し (Osbaahr, W., *Die Bilanz vom Standpunkt der Unternehmung*, 3. Aufl., 1923, S. 44.), 後者は、それを「経営価値の減少」die Minderungen des Betriebswertes に相当するものと解する (Osbaahr, W., *a. a. O.*, S. 57/8)。

方策] *Bewertungsmaßnahme*³⁾ もしくは「『価値減少』把握方策」*eine Maßnahme zur Erfassung von "Wertminderungen"*⁴⁾ にほかならないものとみなされる。静的減価償却観が、通常、「財産確定のための価値決定」⁵⁾ を志向する「価値減少思考」*Wertverlustgedanke*⁶⁾ と呼ばれるのは、このためである。

しかし、静態論的減価償却論の特徴は、それが、かような「価値減少思考」と呼ばれる減価償却観に立脚しているということにのみとどまるわけではない。それは、さらに、このような減価償却観から出発して、減価償却方法についても一定の一貫した見地を貫徹せしめている点にもあらわれる。すなわち、静態論者は、減価償却方法の決定にあたって、上述のごとき「価値減少思考」から出発して価値減少測定の基準を財の技術的損耗度におき(損耗=価値減少基準)、その結果、定額法が「唯一正当な減価償却方法」⁷⁾ であると主張するのである⁸⁾。

この点については、すでに若干のドイツの会

計学者によって指摘されているところである⁹⁾ が、なかでも、以下のごとき A. シュッツの説

にも問題にはならない。「……定額減価償却 Die Abschreibung in Prozenten des Erwerbswertes のみが合法的なのである」(Rehm, H., *Allgemeine Bewertungslehre, I., Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 2. Jg. 1907/1910, S. 3/4.)。(2) R. パッソウ。「……減価償却率を利用度に応じて測定しようとせず、ただ時の経過に応じてのみ測定しようとする場合には、毎年同額を、すなわち、調達原価から残存価額を控除した額に定率を乗じたものを den gleichen Prozentsatz der Anschaffungskosten (abzügl. Endwert) 償却するのが唯一合目的な方法である」(Passow, R., *Die Bilanzen der privaten Unternehmungen*, 1910, S. 150 und Anm. 1.)。(3) E. シッフ。「……2. もっともよく用いられている方法、すなわち定率法 das Verfahren der Absetzung eines gleichbleibenden Satzes vom Hundert des jeweiligen Buchwertes は、経済的、法律にみても、また、商人の立場からみても誤りである。〔改行〕3. 規則的な価値減少を調節するためにもっとも適切な減価償却は、つぎの算式による。

$$a(\text{減価償却費}) = \frac{K(\text{調達価格}) - k(\text{残存価額})}{n(\text{耐用年数})}$$

(Schiff, E., *Die Wertminderungen an Betriebsanlagen in wirtschaftlicher, rechtlicher und rechnerischer Beziehung*, 1909, S. 54.)。(4) C. M. レーヴィン。「定額法 eine Abschreibung vom Neuwert……は、この方法を適用した場合、一定の推定耐用年数を有する財産対象が、いずれも、どの時点で完全に償却されつくすと考えられるかということ概観しうるので、唯一正しい償却法である」(Lewin, C. M., *a. a. O.*, S. 25.)。なお、念のため付言すれば、静態論者と定額法の画一的適用の主張との上述のごとき不可分の関連は、主に独占確立期における静態論に妥当する特徴であって、たとえば1930年代における静態論には妥当しない。「……近年〔1935年時点〕の法律文献は、ひとつの方法〔定額法〕にそれほど一面的に固執していない。」「ほとんどすべての理論家は、なるほど定額法に賛成している。しかし、定額法は、使用能力がコンスタントである場合に持ち出されるだけである」(Hast, K., *a. a. O.*, S. 208/209.)

9) たとえば、H. グロスマンはいう。「帳簿価額にもとづく減価償却〔定率法〕と調達価格にもとづく減価償却〔定額法〕とのいずれがすぐれているかを決定することは、貸借対照表を動態的に、すなわち利益決定の道具として解釈するか、または静態的に、すなわち財産確定の手段として解釈するかということをおそらくめぐることを前提とする」(Großmann, H., *Die Abschreibung vom*

3) Baron, G., *Der Nachweis über Kapitalerhaltung und -verwertung als Ziel der Bilanzierung im Kapitalismus, Wirtschaftswissenschaft*, 6. Jg., 7, 1958, S. 974.

4) Schütz, A., *a. a. O.*, S. 3.

5) 6) Hast, K., *Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Anlagegegenstände*, 2. Aufl., 1935, S. 145, S. 114.

7) Lewin, C. M., *Die Inventarisierung von Industrie und Gewerbebetrieben*, 2. Aufl., 1912, S. 25.

8) K. ハストは、多数の文献を検討したうえで、「とくに、比較的古い貸借対照表法に関する法律文献も、定額償却法 (die gleichbleibende Abschreibungsmethode) を、もっとも正しく、もっとも合目的な形態とみなしている」(Hast, K., *a. a. O.*, S. 207-208.) とのべている。いま、法律文献のみに限らず、2,3の代表的な例を示せば、以下のごとくである。(1) H. レーム。「……唯一適切な法律原則はつぎのとおりである。すなわち、期間的に必要な減価償却においては、毎年同額づつ償却すべきである。この原則の正当さは、損耗が毎年いちじるしく変動する場合

明がもっとも詳細である。すなわち、A. シュッツはいう。

「少なからざる理論家たちは、均等償却額をとまなう・『調達価格』にもとづく減価償却〔定額法〕を適当な償却方法であるとみなしている。その主な代表者に属するものは静態論者である。われわれは、なかでも、シッフ、カルメス、パッソウ、ライシュ＝クライビヒ、バルレウスキー＝レーヴィン、シューラーを挙げる。静態論者は、この償却方法の無条件的な適用可能性を肯定する」¹⁰⁾。「静態論者ならびに有機論者は『未償却残高』“Restwert”にもとづく減価償却〔定率法〕を拒否している」¹¹⁾。

では、定額法の画一的適用を主張する根拠はなにか。

「まずかれら〔静態論者〕は、償却率を技術的有効期間の見地にもとづいて決定すべきであるという点で全員一致している。静態論者にとって問題なのは、どのようにして技術的適性の減

少にできるだけ密接に依拠して『価値減少』の度合を計算的に表現しうるかということである。たとえば、E. シッフは、次のように明快に表現している。『法律は、商法典第40条において財産対象に付すべき時価が標準的であるというまったく一般的な規定を与え、商法典第261条第三項は損耗に相当する金額を全額償却すべきであるとのべている。それゆえ、問題は、問題の価値減少をどのようにしてもっとも的確に決定し数字的に表現すべきかということである。経営対象の価値は、ただ二つの時点、すなわち、その経営対象がその期間中一定の経営に役立つ期間のはじめとおわりとにおいてのみ確実に確定される。これら両極の価値 Grenzwerten のあいだに価値低下線 Entwertungslinie が走っているのであるが、その二点間に決算日に応じて個々の点が位置づけられるのである』〔Schiff, E., a. a. O., S. 41/42.〕。〔しかし〕技術的適性の損耗に比例して『価値減少』を把握することがあきらかに不可能であるということは、静態論者によって、とくに強調される。『算術的に正確な価値低下線を決定することが不可能であるということ、蓋然性と近似性とに甘んじなければならないということは、ただちにあきらかである』〔Schiff, E., a. a. O., S. 42.〕。どのような仕方でも償却されねばならないかを認識するために、静態論者たちは、いまや技術的経過を追求するが、この技術的経過こそは、静態の意味において、まず第一に『価値減少』を条件づけるものなのである。この場合、静態論者たちは、あらゆる設備手段において技術的『価値低下』がさまざまな具合に経過するので、すべての場合に妥当する基準のごときものはありえないということを経るのである。〔ここにおいて〕静態論者たちが一般に

Standpunkt der Unternehmung, 1925, S. 223.). また、E. シュマーレンバッハも1908年に発表された「修繕の帳帳」, 「減価償却」その他の諸論文において、すでにこれらの諸点にふれているが、いま、そのうち代表的なものを挙げれば、つぎのごとくである。「静態論者は減価償却額を決定するにあたって『価値減少』 Wertabnahme にひとつの役割を演ぜしめているが、それというのも、かれらがまさしく貸借対照表を財産貸借対照表であるとみなしているからである」(Schmalenbach, E., Die Abschreibung, S. 83.). 「おもに建築技師と技術者との場合にあらわれ、それに若干の法律家が追隨しているところの観念は、均等償却が過減償却よりもいっそうよい評価をとまなうということである。この観念は、減価償却は目的のための手段であり、それに反して減価償却によってえられる未償却残価 Restwert は計算の最終目的であるとする誤りに根ざしている」(Schmalenbach, E., Die Werte von Anlagen und Unternehmungen in der Schätzungstechnik, ZfhF, Jg. 12. 1917/1918, S. 12.). なお、もっとも詳細な引証については、Vgl. Hast, K., a. a. O., S. 207/8.

10) 11) 12) Schütz, A., a. a. O., S. 36, S. 45, S. 36/37.

重要視する二つの経験的事実がことさらに力説される。それはまず第一に、設備の技術的適性は、時としてほとんど、均等に減少するという事実であり、ついで、大抵の場合には、設備手段は、非常に長い使用期間後はじめて、その技術的適性の減少を示し、他方、使用の初年度には、それは、その技術的適性をほんのわずかしか失わないといういま一つの経験である。……技術的適性の均等的減少という第一番目に挙げたケースは、静態論者をしてコンスタントな償却方法〔定額法〕を適用するという見解をつよめさせる。第二のケースは別様にあらわれる。『価値減少』が技術的『価値低下の経過』と同一視さるべきであるとすれば、ここでは、上向的な金額で〔通増法で〕償却されなければならないであろう。たとえば、ランクハンスが建物の減価償却問題の吟味に関連して、この見解を表明している。シッフは、理論的にはこの見解をみとめ、『たしかにこの《上向的な金額での償却》を実際に近似しているもの』としているが、実際上は、次のような理由でそれを拒否している。すなわち、『それは恣意的であり、当初にあまりにもわずかな減価償却しか誘引せず、しかもその上で、それを利用するには計算上あまりにも煩雑である』。

かくしてシッフは、この場合にも、かれが唯一『正しい』減価償却法であるとみとめるコンスタントな減価償却法〔定額法〕を適用しようとする。〔改行〕コンスタントな減価償却方法の正しさに関するシッフのこの論証は、その一貫性のゆえに、それを根拠として静態論者がこの償却法を理論的に正しく、それゆえ実際に必要であるとみなす動機を象徴するものである¹²⁾。

このような A. シュッツの見解は、旧静態論

と定額法とのきわめて密接な関係とその論拠とを示して余りあるものである。

ところで、このような減価償却に関する静態論的な見方は過大償却の問題にたいする静態論者の考え方ときわめて密接な関係におかれている。すなわち、減価償却をもって財産価値確定のための一手段とみなしそれを正確な財産計算に従属させるという立前をとる静的減価償却観に依拠するかぎり、換言すれば、財産価値（ないし価値減少）の確定が第一義的（＝目的）であり減価償却は第二義的（＝手段）であるという考え方に依拠するかぎり、減価償却処理における恣意性介入の余地、たとえば過大償却正当化の余地は、本来きわめて限定された範囲のものとならざるをえないのである。なぜなら、本来の立前からいえば、客観価値論者はもちろんのこと主観価値論者といえども価値の客観性から遠く遊離することがゆるされず、また「価値減少」の客観性を極端に無視することもできないからである。静的減価償却論において、つねに貸借対照表真实性の原則がまっさきに問題となり、過大償却＝秘密積立金の設定が本来あってはならないものとされ、減価償却方法選択における画一主義（すなわち定額法の画一的適用）を主張するなど比較的シビアな態度がたらぬかれるのも、帰するところ上述のごとき根本的な考え方、とりわけ価値の有する客観性によって規定せられているのである。

もとより以上のことは、静的減価償却観が正しい計算結果を保証するというものをけって意味するものではない。すでに別稿において詳細に論証しつつきたように¹³⁾、むしろ、静的減

13) 14) 拙稿「ドイツ静態論と秘密積立金」(『立命館経営学』第2巻第2・3号, 1963年, 215-217頁所収) 参照。

減価償却観が結局のところ過大償却実務の正当化という現実過程の要請に適応しうる余地を十分に内包し、また現実に適応したことは否定しえない事実である。しかしながら、静態論において過大償却が正当化される場合には、(上述のごとき静的減価償却観の基本的性格から容易に推察するように) その本来的・理論的支柱たる貸借対照表真实性の原則と、他方慎重の原則とのあいだの相剋が表面にあらわれ、前者の実質的否定と後者の極端な強調という一見だれの目にもあきらかな論理的手続きが必要とされることはたしかである。かように、静的過大償却正当化論の重要な特徴は、公然と過大償却を正当化せざるをえないという点にある。

以上要するに、貸借対照表真实性の原則を理論的支柱とし、真実の財産価値の確定を目的とする静態論においては、減価償却は「評価方策」=「『価値減少』把握方策」とみなされ、その結果減価償却額の決定にあたっては、本来、財産価値ないし価値減少という客観的基準から遠く遊離することがゆるぎされないという立前になっているということ、それゆえ、公然たる私たちでしか過大償却を正当化しえないというところに静的過大償却正当化論の重要な特徴が存在するということがあきらかであろう。それは、慎重主義を公然と誇示することができ、秘密積立金の設定を慎重主義なる美名のもとに包被しえた段階にのみ有効な過大償却正当化論にはかならない¹⁴⁾。

静態論的な減価償却論ないし過大償却正当化論とまったくことなつた特徴と意義とをもって登場したのは動態論的な減価償却論ないし過大償却容認論である。ここでは、周知のごとく減価償却は、利益決定目的に従属する「費用計算の一手段」¹⁵⁾・「前給付の期間的配分の〔一]

方法」¹⁶⁾・「原価配分方策」¹⁷⁾ *Kostenverteilungsmaßnahme* であるとみなされる。換言すれば、動態論にあっては、減価償却とは、いわゆる「棚卸と見積りによる財産評価」*eine Sachbewertung durch Inventarisierung und Abschätzung*¹⁸⁾ ではもちろんありえず、財産価値確定を目的とする費用配分方法ですらもない。それは、総じて財産価値・評価には関係せず、まさしく成果決定のみを目的とする費用配分方法にはかならないのである。動的減価償却観をさして一般に「貸借対照表的成果決定のための費用把握」[*die*] *Aufwandserfassung zur Ermittlung des bilanzmäßigen Erfolges* を志向する「費用配分思考」*Aufwandsverteilungsgedanke*¹⁹⁾ とよぶのは、まさしくこのためである。

動態論にあっては、「費用決定が第一義的なものであって、貸借対照表価値は第二義的」²⁰⁾ であり、後者は結局「前期の支出・今期の費用」を決定したのち「前期の支出・後期の費用」として貸借対照表で繰越される残高・「費用の残滓」*Aufwandsreste*²¹⁾・未解決項目・「相対的財産」²²⁾ にしかすぎないものである。それ

15) Schmalenbach, E., *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, ZfhF, Jg. 13, 1919, S. 48.*

16) z. B. Schmalenbach, E., *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, 3. Aufl., 1925, S. 102 ff.*

17) Baron, G., *a. a. O., S. 974.*

18) Schmalenbach, E., *Besprechung zu: R. Fischer, Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind. Teil 1, ZfhF, Jg. 2, 1907/1908, S. 79.*

19) Hast, K., *a. a. O., S. 144. u. 145.*

20) 「……経営利益の計算に役立つ貸借対照表の場合、……減価償却の確定が第一義的であり、帳簿残高、すなわち次期以降においてなお償却さるべき部分は、計算の第二義的なものである」(Schmalenbach, E., *Die Werte von Anlagen usw., ZfhF, 12 Jg., 1917/1918, S. 12.*)

21) Muscheid, W., *Schmalenbachs Dynamische Bilanz, Beiträge zur betriebswirtschaftlichen*

は文字どおり「『手でとらえうる財産から完全に独立している』数字の組合せ」²³⁾にほかならないものである。動的減価償却観の根底には、いうまでもなくこのような根本的思考が横わっている。それゆえ、動的減価償却観が静的減価償却観から根本的に区別される所以のものは、後者が財産価値ないしは価値減少の把握を基本的任務としているのとはまったく反対に、前者が「価値から解放」²⁴⁾されているという点にあるといえる。すなわち動的減価償却観は、静的減価償却観において第一義的・決定的な位置を占めていた財産価値・価値減少という客観的基準を根底から放棄し、それらを「費用の残滓」・費用などに解釈しなおしたのである。ここでは、もはや価値・価値減少はなんら問題ではなく、従来財産価値に関連して標榜されてきた貸借対照表真实性原則もまったく影をひそめてしまっている。

動態論・動的減価償却観によって、このように減価償却問題が「価値から解放」され貸借対照表真实性原則の占める位置がすくなくとも変化せしめられたということは、きわめて重要な現実的意義をもっている。別稿で明らかにしたごとく²⁵⁾、「一マルク勘定」・「百パーセント減価償却」などによって典型的に表現される貸借対照表非真实性表示という公表会計実務が独占的株式企業の必須の要請として広汎に普及したドイツ独占確立期において、従来支配的であつ

た静態会計理論が直面した最大のつまづきの石は、真実の財産価値の確定(真実の財産計算)というその標榜であり、その根底に横わる財産価値の有する客観性にほかならなかった。当時の静態論は、この難関を、慎重主義あるいは貸借対照表相対的真實性(=非真實性)の理論を構築することによって、からくも切り抜けようと試みた。しかし、静態論理の枠内では、極端な過大償却=秘密積立金設定実務をその論理の中に包摂するというこの試みは、余りにも露骨な、公然たる形でしか達成されず、その結果、伝統的な静態論は、ついに崩壊の運命をまぬがれなかった。

シュマーレンバッハは、当然、このような静態理論の批判という課題を掲げ、したがって秘密積立金設定実務に対する批判を標榜しながら舞台に登場する²⁶⁾。かれは、貸借対照表真实性の原則にかえてドイツ商法典第三十八条第一項・「正規の簿記の原則」を新たなるよりどころとして、貸借対照表を「価値から解放」し、貸借対照表観におけるいわば「コペルニクスの転回」をなしとげる。しかし、動態会計理論は、価値・貸借対照表真实性原則という最大の障害を除去することによって、それらと慎重主義との相剋を放逐したものの、結局、新たなる形態で慎重主義を温存し、それを自己の論理の内部に巧みに包摂せざるをえなかった。かくして、動態会計理論は、結局のところ、過大償却=秘密積立金の容認論に辿りつき、しかも、場

Forschung, Bd. 3, 1957, S. 10.

22) Schmalenbach, E., Kaufmännisches und kameralistisches Rechnungswesen, *Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 1910, Heft 10, S. 351.

23) Baron, G., *a. a. O.*, S. 972.

24) Großmann, H., *a. a. O.*, S. VIII.

25) 拙稿「ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策」(1)(2), 『経済叢論』第88巻第5・6号, 1961年, 51-66, 58-68頁所収, 参照。

26) z. B. vgl. Schmalenbach, E., Die Generalunkosten als Produktionskosten in der Bilanz der Aktiengesellschaft, *ZfHf.*, Jg. 2, 1907-08, S. 161-172; Derselbe, Über Mängel des Buchführungsrechts, *ZfHf.*, Jg. 2., 1907/08, S. 297/299. なお, 詳細は, 続稿「シュマーレンバッハ動態論と秘密積立金」(2)を参照されたい。

合によっては、それを消極的ではなく積極的に支持するという独特の論理を構築するにいたったのである。

もとより、シュマーレンバッハ減価償却論のこのような性質は、精緻に構築せられた論理によって、一見把握しがたく包被せられていることは否定しえない。ともすれば、それは「正確な利益計算」・「ピランツ・シェーマ」・「費用配分」等々精緻な論理・概念の陰にかくされ、見失われがちである。しかし、以下の詳細な追跡が明示するごとく、とりわけ、かれの減価償却論の論理の一齣一齣は、(少くとも結果的にみて)一方では当時のドイツの独占的株式企業の慣習的減価償却方法であった定率法が、他方では過大償却実務が次第に容認されてゆく一歩一歩であったといわざるをえない。

シュマーレンバッハ動態論が歩んだこのような論理的な展開過程は、一方において当時の実務的な要請によって規定されているとともに、他方、それ自身の論理に内在する内的な動因によって規定されているものである。以下、シュマーレンバッハの減価償却論の論理的展開過程を忠実に、順を追って追跡しながら、まず、かれの減価償却論が、その展開の一步ごとに次第に過大償却容認論に転化してゆく過程を明らかにし、さらにすすんで、動態論理に内在する右の「内的動因」を追求することとしたい。

3. 動態論理と定率法の理論的基礎づけ

——過大償却容認の一階梯——

シュマーレンバッハ減価償却論の出発点は、周知のごとく「正確な利益計算」という貸借対照表作成目的に関する一定の仮説である。すなわち、シュマーレンバッハは、1908年に発表された「減価償却」なる論文においてその減

償却論を展開するにあたり、まず法解釈—貸借対照表目的論から出発して要旨つぎのごとくべている。

貸借対照表作成義務を規定しさらにその作成の基本原則をかなり詳細に規定している1897年ドイツ商法典第39条、40条、261条の規定を充足するための前提は、同法第38条にいう「正規の簿記の原則」を充足することである。そして、もしこのように「正規の簿記の原則」を充足することが前提となり、「貸借対照表は『正規の簿記の原則』にもとづくべきものとすれば、「法律にもとづく貸借対照表は、第一に財産一覧表 *Vermögensübersicht* ではなく利益決定の手段であるべきである」という命題に同意しなければならない」のであって、「減価償却の処理原則は、商人の貸借対照表の本質に関する上述の見解から容易にえられる」¹⁾のである。

すなわち、シュマーレンバッハは当時の現行法の解釈を足がかりとしながらも、従来の財産評価論を主内容とする静態論的な法解釈からまったく離れ、法が利益決定貸借対照表ないし利益計算(収益・費用計算)を要求しているという一定の解釈をくだし、この利益計算の立場から「減価償却の処理原則」をみちびきだそうとする。換言すれば、ここでは、減価償却は、すでに真実の財産価値決定ないし価値減少の決定の手段として位置づけられるのではなく、期間利益決定のための費用の期間的配分的手段として、いわゆる「原価配分方策」として位置づけられる。

では、この「原価配分」の客観的基準とはなにか。

1) Schmalenbach, E., Die Abschreibung, *ZfHf*, Jg. 3, 1908/1909, S. 81/82.

前節であきらかにしたごとく、静的減価償却論において減価償却方法決定の客観的基準となったものが損耗＝価値減少という客観的経過であったとすれば、右のように動的減価償却観が財産価値決定ないし真実の価値減少の決定から離れて成果決定のための費用配分計算を前面におしだした場合、静態論における損耗＝価値減少基準にかわる別の客観的基準が導入されなければならない。さもなければ、動的減価償却論は、ただちに費用の期間的配分の面において客観性を失い、(たとえば R. フィッシャーの場合のごとく) だれの目にもあきらかな恣意的な自由償却論にたどりつくことになるであろう。では損耗＝価値減少基準にかわるいわゆる動態論的な客観的基準とはなにか。この問題は、いうまでもなく減価償却方法の領域に関連する問題である。

さて、静態論的な損耗＝価値減少基準にかわってシュマーレンバッハが動態論的な・減価償却費の期間的配分の客観的基準(減価償却方法選択の客観的基準)として導入するのは、当該設備財の経済的な給付能力 *Leistungsfähigkeit*, 別言すれば使用可能性 *Gebrauchsfähigkeit* の発展態様である。この給付能力基準の導入は、シュマーレンバッハ動態論の生成と不可分離の関係にある重要な契機であり、それは、たとえば R. フィッシャーの主著第一部に関するかれの書評(1907年)のなかですでに萌芽的に表明されている²⁾が、その後、「修繕の記帳」(1908年)はじめ多くの労作において、つぎのごとく明瞭に定式化されるにいたっている。

「商人の貸借対照表は、一般にひとつの財産表示であると考えられているが、それは事実上は経営利益決定の一手段である。貸借対照表において肝要なのは、設備価値をできるだけ正確に決定することではなくして、設備の消耗を、使用年度に、給付に応じて順次に配分する *den Verbrauch der Anlage auf die Reihe der Gebrauchsjahre der Leistung entsprechend zu verteilen* ことなのである。それゆえ、損耗の度合 *der Grad der Abnutzung* が一定の年度の減価償却額にたいして決定的なのではない。……」(1908年)³⁾。

「私見によれば、価値減少 *Wertabnahme* は考察されず、むしろ設備の給付能力に応じて減価償却を測定しなければならない。たとえば、その給付能力が不変な、ある機械を問題とすれば、その場合には減価償却は均等におこなうべきである。……多くの設備にあっては、給付能力は減少するものではなく増加する傾向がある。そのような設備の場合には、減価償却も上昇的に測定せられるのがまったく正当なのである」(1908年)⁴⁾。

「均等減価償却は、設備の効用減少 *Ausnutzung* が耐用年数中の各期間に均等である場合にのみ正当である。効用減少の度合 *der Grad der Ausnutzung* が減少すれば減価償却も減少しなければならず、効用減少度 *Ausnutzungsgrad* が上昇すれば減価償却も上昇しなければならない。たとえば、古くなったときよりもあたらしいときに、企業に、より多くの給付をもたらす工場設備は、通減的に償却されなければならない。実務は、そのときどきの

2) Schmalenbach, E., *Besprechung zu: R. Fischer, Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind. Teil 1, ZfhF, Jg. 2, 1907-1908, S. 79/80.*

3) Schmalenbach, E., *Die Verbuchung von Reparaturen, ZfhF, Jg. 2, 1907/1908, S. 473.*

4) Schmalenbach, E., *Die Abschreibung, ZfhF, Jg. 3, 1908/1909, S. 83.*

帳簿残高にもとづいて減価償却をおこなう〔定率法——引用者〕ことによって、この間の事情に適合している。……〔帳簿残高＝貸借対照表価値を第二義的——引用者〕減価償却を第一義的なものと考えれば、減価償却が次第に減少していく経営設備の効用価値 *der allmählich abnehmenden Nutzwert der Betriebsanlage* にしたがわねばならないということは自明である」(1917年)⁵⁾。

「原価配分の尺度は、経営が設備から個々の計算年度にえるところの相対的な効用である」(1917年)⁶⁾。

「減価償却方法の選択は、貸借対照表を作成する企業にたいする、減価償却すべき対象の使用可能性の発展に依存する」(1919年)⁷⁾。

「給付能力」・「使用可能性」・「設備の消耗」・「効用減少度」・「相対的な効用」等々とさまざまに表現され、また各命題のあいだに蔽いがたい思考上の矛盾がある⁸⁾ といえ、右の若干の引用からして、シュマーレンバッハが損耗＝価

値減少基準を放棄し、そのかわりに給付能力・使用可能性の発展態様を減価償却費の期間的配分の客観的基準として導入していることがあきらかであろう。

このように給付能力基準が導入せられる結果、シュマーレンバッハの減価償却論においては、一方では費用の期間的配分＝減価償却計算の客観性が一応理論的・抽象的には保証せられ、他方では各種設備財の給付能力・使用可能性の発展態様の多様性のゆえに、減価償却方法選択の可能性があたえられることになる。当時の静態論が既述のごとく損耗＝価値減少基準にもとづいて定額法の画一的適用しかみとめず減価償却方法の選択の余地をまったくあたえなかったことを考えれば、シュマーレンバッハ減価償却論のこの面での現実的意義はいずれにせよ「画期的」なものであったといえよう⁹⁾。しかも、この点に関するかれの減価償却論の意義はそれだけにとどまらない。なぜなら、かれにあっては、「設備の大部分」は「その使用可能性がその財のあたらしいときにより大きいのを普通とする」ような財、すなわち「利用度 Beanspruchung に関係なく漸次に磨損していくもの」および「その他の原因によって使用可能性の漸減が予期されるもの」などに属するところから「逓減減価償却を必要とする財に属するもの」とみなされ¹⁰⁾、さらに「計算が容易であるうえに使用可能性の実態にひじょうによく適合しているがゆえに」とりわけ幾何的逓減減価償

- 5) Schmalenbach, E., *Die Werte von Anlagen und Unternehmungen in der Schätzungstechnik*, *ZfhF*, Jg. 12, 1917/1918, S. 12.
 6) Schmalenbach, E., *Besprechung zu: Borren, J. J., Abschreibung in Maschinenfabriken*, *ZfhF*, Jg. 12, 1917/1918, S. 186. この書評は、筆者の知るかぎり一般に正当な評価をうけていないが、たんにシュマーレンバッハの減価償却論にかぎらず、かれの動的貸借対照表論の成立にとっても重要な意義をもつ興味ある一文であるものと思われる。詳細は続稿参照。
 7) Schmalenbach, E., *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre*, *ZfhF*, Jg. 13, 1919, S. 50.
 8) シュマーレンバッハは、「効用減少度」を原価の期間的配分の客観的基準として位置づけているが、その場合、この「効用減少度」という概念は、一方では給付能力の減少を、他方では給付能力そのものの発展態様を意味するものとして理解されているかにみえる。厳密に言えば、かれ自身の主張のなかにこのような混乱がみとめられ、また、E. レヒトマン (Rechtmann, E., *Die Behandlung des Geschäftswertes der Unternehmung in der Bilanz*, *ZfhF*, Jg. 20.), H.

ブロムメルス (Brommels, H., *Die eigentliche Abschreibung in der dynamischen Bilanz*, 1928.) などがシュマーレンバッハの主張を前者のごとく解釈しているにもかかわらず、シュマーレンバッハが減価償却費の期間的配分の客観的基準とみなしているのは、本来、給付能力そのものの発展態様なのであって、(価値減少ではもちろんありえず) 使用可能性・給付能力の減少などではない。

9) Brommels, H., *a. a. O.*, S. 101.

却法 geometrisch-degressive Abschreibung がもっとも広汎な適用範囲を有しているとみなされる¹¹⁾ からであり、その結果、静態論とことなり、当時実務上支配的であった定率法をその理論のなかに難なく包摂することをえたからである。

以上、シュマーレンバッハの減価償却論においては、静態論的な損耗＝価値減少基準にかわるいわゆる動態論的な給付能力基準が導入され、その結果、減価償却費の期間的配分にひとつの客観的基準があたえられるとともに、静態論とはことなり、減価償却方法の選択可能性、とりわけ幾何的遞減減価償却法適用の広汎な可能性があたえられることがあきらかになったと思う。

もしシュマーレンバッハの減価償却論が以上の範囲内にとどまるとすれば、理論的・抽象的には、意識的な過大償却のいりこむ余地がほとんど存在しないようにみえるかも知れない。しかも、このような見方は、シュマーレンバッハが標榜する正確な利益計算、したがって、正確な費用計算という主張とあいまって、ますます根づよく正当化されるようにみえる。しかしながら、とくに注意を要する点は、シュマーレンバッハ減価償却論の全体系からみれば、上述の給付能力基準導入部分は、かれの動態論的見地・動的減価償却論の真面目をほとんど發揮していないいわば序説部分にしかすぎないということである。換言すれば、シュマーレンバッハの包懐する動態論的計算構造論の本質に直接ふれる減価償却論が展開されるのは、上述の給付能力基準導入部分というよりも、むしろ、それにつ

づく独特の論理段階においてなのである。それは臨時償却論、時価償却論としても展開されるが、さしあたりは「幾何的遞減減価償却法が有する自動的平均化傾向」 die Tendenz zur automatischen Ausgleicung der geometrisch-abfallender Abschreibung 論として展開される。そして、この部分に入るやいなや、シュマーレンバッハの減価償却論は過大償却容認論たるその性質をまざまざと露呈するにいたるのである。そこでは、過大償却は動態論理とよばれるものを媒介として一步一步正当化される。この正当化の過程で、給付能力基準の導入がいかなる役割をはたしているかという問題はしばらく措き、以下、過大償却容認の論理過程を忠実に追跡してみよう。

4. 動態論理と過大償却の容認

シュマーレンバッハ減価償却論のつぎの論理的階梯は、給付能力基準以外の動態計算原則の導入による幾何的遞減減価償却法の普遍的な適用可能性・他の償却法にたいするこの償却法の無条件的な優越性の証明である。すなわち、かれはつぎのようにのべている。

幾何的遞減減価償却法の適用範囲は、それに相応した給付能力の発展傾向を有する設備財にかぎられることなく、「使用価値の経過からみて他の減価償却の方法が適当であるようにみえる場合にも、それ〔幾何的遞減減価償却法——引用者〕をすすめてよい」¹⁾ のである。なぜなら、幾何的遞減減価償却法は、「費用計算の確実性を促進するという傾向を多分に有する」²⁾ からである。

10)11) Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, *ZfhF*, Jg. 13, 1919, S. 52/53.

1) Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, *ZfhF*, Jg. 13, 1919, S. 72.
2) *Ebenda*, S. 59.

かくして、かれの減価償却論のこのあたらしい局面においては、既述の給付能力基準は放棄されないまでも一步後退し、もっとも有効な減価償却方法を選択するための基準として「費用計算の確実性」ひいては「比較性」という動態原則が登場する。そしてこの動態原則にもっともよく合致する減価償却法、いわば動的減価償却法ともいふべきものは、幾何的遞減減価償却法であり、均等減価償却法その他は、極言すれば、静的減価償却法ともいふべきもの、すくなくとも静態論の影響を多分にうけた減価償却法であると主張される。たとえば、かれはいう。「……静態論者は、幾何的遞減減価償却法の〔費用計算の確実性を促進するという——引用者〕もっとも本質的な長所を軽視せざるをえない。また他方では、法律家の文献において幾何的遞減減価償却が排斥されているところをみると、かれらが本質的に静態的傾向をもっていることがみとめられる。それに反して、商人の実務およびすぐれて動態原理を具備する専門学は、不思議なほど異口同音に幾何的遞減減価償却を優先させるのである」³⁾。

他のすべての会計理論が、ひとしく、実務上支配的であった定率法を不当であると主張していた当時において、右のごときシュマーレンバッハの動態思考がいかなる意義をもちえたかということはあらためて指摘する必要がないほどにあきらかであろう。だが、問題はそれだけにとどまらない。注意すべき点は、かかる定率法正当化のための動態論理を媒介として、過大償却実務もまた、強固な理論的基礎づけを与えられるという点にある。この点をあきらかにするためには、シュマーレンバッハが幾何的遞減減価償却をさしてもっともよく費用計算の確実性

を促進しうる償却法であると主張する根拠をまづ知らねばならない。

さて、この主張の根拠としてシュマーレンバッハがもちだしているのは、減価償却におよぼす「修理費 Erneuerungskosten. の本質的影響」⁴⁾ であり、その前提になっているのは修理費の動的処理にほかならない。

通常、修理費の会計処理の場合に問題となるのは、維持と改良、収益的支出と資本的支出との区別の問題であることはいうまでもない。しかるに、シュマーレンバッハは、まず本来「修理にすぎない付価 Zugänge と拡張を意味する付価とを区別することは……いちじるしく困難」⁵⁾ であり、しかも、「維持には改良をとまなうのが普通である」⁶⁾ という主張から出発して、つぎのごとく、従来の見解とはまったくことなつた原則をうちたてようとする。

すなわち、「静的貸借対照表論では設備の維持のための費用は、それが設備の価値をたかめるかぎり設備の価値に追加することができるが、これに反して他のすべての維持費は損費としてとりあつかうべきであるという原則をたてている」⁷⁾。しかし、動態論者、すなわち「利益決定理論の信奉者たち Anhänger der Gewinn-Ermittlungs-Theorie にとっては、ある支出が『価値を高めること』“Werterhöhung” のためになされたのか、それとも修繕のためにおこなわれたのかということとはどちらでもよいことである。肝要なことは、修繕がその年度の仕事の特殊性によってひきおこされ、そのために、また、この年度の利益にのみ関係しななければならないものなのか、あるいはそうい

3) *Ebenda*, S. 73.

4) *Ebenda*, S. 59.

5)6) *Ebenda*, S. 66.

7) *Ebenda*, S. 65.

ったものではないのかということである」⁸⁾。それゆえ、まず第一に重要なことから「規則的・反復的な維持または修理費」regelmäßig wiederkehrende Erhaltungs-oder Erneuerungskosten と「不規則的」unregelmäßigなそれとの区別 (いわゆる「不規則性標準」) なのであって、修繕と改良との区別ではない。ここで注目すべきことは、シュマーレンバッハがこの問題についても既述の減価償却観・減価償却方法の場合と同様に静態論的・動態論的という二つの見方を意識的に対置し、維持と改良、収益的支出と資本的支出との区別を重視する見解を静態論的であると特徴づけ排斥するという方法をとっていることである。この場合、従来の見解が静態論的であるというかれの特徴づけは、いうまでもなく従来の見解が維持と改良との区別の基準を設備価値を高めるか否かにおいているということ、つまり財産「価値」を第一義的に考えているということ論拠にしているのである⁹⁾。

さて、いま区別せられた「規則的・反復的な」修理費と「不規則的」な修理費とのうち前者は、「ひとりでに各期間に正しく負担される

ゆえ期間的配分を必要としない」¹⁰⁾が、後者は、「全体として各期間に不均等に負担され、……支出期以外の期間もその便益を享受する」¹¹⁾のであるから、この種修理費の期間的配分をいかにおこなうかが問題になる。

シュマーレンバッハは、この「不規則的な」修理費の期間的配分の方法として、それを当該設備勘定に付価 Zugang として借記することを主張する。その結果、償却率の決定にあたっては、当該設備価値と、全耐用期間中に発生する「不規則的な」修理費＝「付価」全額との合計額を全耐用年数中に配分しよう、普通当該設備価値を対象とする場合に要する以上に高い率を定めることが必要になる。すなわちかれのいう「減価法」Zugang aus Abschreibung であり、減価償却はひとり設備の調達価値ばかりでなく「設備の維持費もまた経営年度に正しく配分すべきであるという原則を正しい減価償却の原則にくみいれるべきである」¹²⁾ (傍点原文) というかれの主張は具体的にはこのようなかたちで実現されることとなる。この場合、適用される減価償却方法は、シュマーレンバッハによれば、ほかならぬ幾何的遞減減価償却法でなければならぬ。なぜか。それに答えるまえに、ここで注意しなければならないひとつの点にふれておこう。

それは、上記「減価法」によれば、未発生「付価」を当初から予想して、通常必要とされるよりも高い償却率が決定せられる結果、修理がおこなわれる年度までのあいだ一種の秘密引当金が設定せられるということである。シュマ

8) Schmalenbach, E., Die Abschreibung, *ZfhF*, Jg. 3, 1908/09, S. 83.

9) Vgl. Brommels, H., a. a. O., S. 116. A. ホフマンもいう。「価値標準にもとづいて設備更新費あるいは保存費と拡張費とを区別することは実務上、場合によって困難であるが、それによって、この両者の区別は本質的にその意義をうしなう。なぜなら、動的貸借対照表観は、まず第一に、支出が期間利益数値の比較可能性にいかなる作用をおよぼすか、すなわち、全体としての原価が個々の期間に不均等に負担される原価であるのか否かを問題にするからである。重点は、固定資産価値を高める作用という(静的)標準から固定資産支出の『臨時性』という標準へ移されている。その場合、支出の超期間的回復および不釣り合いな大きさが『臨時性』の判断基準となる」(Hoffmann, A., *Wirtschaftslehre der kaufmännischen Unternehmung*, 1932, S. 319.)。

10)11) Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, *ZfhF*, Jg. 13, 1919, S. 65.

12) Schmalenbach, E., Die Abschreibung, *ZfhF*, Jg. 3, 1908-09, S. 83.

ーレンバッハ自身、この点を暗にみとめ、つぎのようにのべている。「自己の工場設備にたいして5パーセントの減価償却をおこない、そのかわりに修繕費すべてを『工場建物勘定借方に』“per Fabrikgebäudekonto” 記帳する一企業は、(平均修繕費額が2パーセントになるという前提のもとで)ただ3パーセントだけを償却し、そのかわりに修繕費をすべて損費 Unkosten として記帳する他の企業にくらべていっそう慎重に処理しているのである。第一の企業は、設備があたりしいために、ごくわずかししか修繕費が発生しないときに、修繕費が増大するときのためにあらかじめ準備しているのであるが、それに反して、第二の企業は、ずっと後期になって、ますます多額になる年度負担に出くわすのである¹³⁾。ここに、目的・形態ともに静態論的保守主義とはことなる動態論的保守主義がすでに頭をもたげている。しかし、シュマーレンバッハ動態論のこの重要な側面のくわしい検討は後述するところにゆずり、ふたたび「修理費の本質的影響」の問題にたちかえらう。

さて、シュマーレンバッハが、「減価法」というかたちで、不規則的な修繕費の動的処理を主張する場合に適用しようとする減価償却法は、既述のごとく幾何的逓減減価償却法であらねばならないが、その理由は、この償却法を前提として、「減価法」を適用した場合、いわゆる「幾何的逓減減価償却法の自動的平均化傾向」があらわれるということにある。

かれはいう。幾何的逓減減価償却法を前提として「減価法」を適用するかぎり、たとえば「減価償却率があまりに低すぎ、そのため、平均付価が償却率の手に余る場合には、帳簿価値

はたえまなく上昇しつづける。しかし、そのことによって、償却率があまりに低すぎるにもかかわらず減価償却額そのものは同時に上昇し、しかも付価の平均的な高さにいたるまで上昇するはずである。〔反対に—引用者〕減価償却〔率—引用者〕があまりに高すぎ、そのため平均付価が償却率におよばない場合には、帳簿価値が低下し、減価償却額もそれにともなって不変の状態にたつするまで沈下する¹⁴⁾ というふうに「誤ってえらばれた減価償却率も長期間のあいだに自動的に修正される¹⁵⁾」のである。シュマーレンバッハは、このような現象を「自動的平均化の行程」der Vorgang automatischer Ausgleichung と名づけて、これを数字的に証明するためにつぎのような計算例をしめしている¹⁶⁾ [第1表を参照]。

14) 15) Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, *ZfhF*, Jg. 13, 1919, S. 69.

16) 減価償却計算に与える修繕費の影響という点から定率法の優位を主張するという見解は、すでに、シュマーレンバッハのもっとも初期の労作(“Die Verbuchung von Reparaturen”, 1907/1908; “Die Abschreibung”, 1908.)にもみられるが、いわゆる「自動的平均化」論に到達したのは、さらに年を経た後、筆者の知るかぎりでは、おそらく、1917年の労作“Die Werte von Anlagen und Unternehmungen in der Schätzungstechnik”, *ZfhF*, Jg. 12, S. 1/20. においてであろうと思われる。それから半年後、1918年には、『動的貸借対照表論』第一版、すなわち“Grundlagen dynamischer Bilanzlehre”が『商学研究雑誌』に掲載され、そのなかで、「自動的平均化」論が現在のそれと全く同じ形で展開された。なお、念のため、上記論文における関連箇所を引用しておく。「設備の減価償却にあたっては、設備原価、耐用年数、効用減少度とは別に、いかなる原価を減価償却の対象とすべきかが肝要である。比較的多額の維持費を減価償却の対象にしようとするれば、このような費用は、通常、一方では設備の付価として計上され、他方では、減価償却によっておとされる。減価償却の経過は、それによって当然に影響される。このような場合にも、逓減減価償却は正当であることが証明される。なぜなら、逓減減価償却は、再三にわ

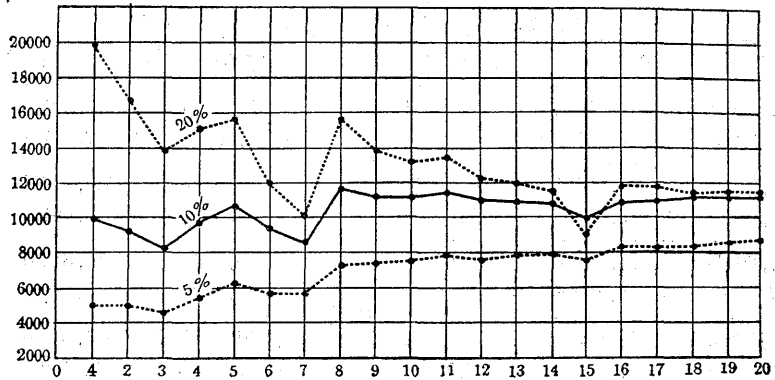
13) Schmalenbach, E., Die Verbuchung von Reparaturen, *ZfhF*, Jg. 2, 1907/08, S. 473.

シュマーレンバッハ動態論と秘密積立金 (I)

第1表 定率法の「自動的平均化」効果 (減価償却経過)

	26%減価	10%減価	5%減価		20%減価	10%減価	5%減価
1年	100,000M	100,000M	100,000M	12年	54,945M	103,901M	148,425M
	- 20,000 "	- 10,000 "	- 5,000 "		+ 7,009 "	+ 7,009 "	+ 7,009 "
2年	80,000M	90,000M	95,000M	13年	61,954M	110,910M	155,434M
	+ 5,000 "	+ 5,000 "	+ 5,000 "		- 12,391 "	- 11,091 "	- 7,772 "
	85,000M	95,000M	100,000M		+ 12,000 "	+ 12,000 "	+ 12,000 "
3年	- 17,000 "	- 9,500 "	- 5,000 "	14年	61,563M	111,819M	159,662M
	68,000M	85,500M	95,000M		- 12,313 "	- 11,182 "	- 7,983 "
4年	- 13,600 "	- 8,550 "	- 4,750 "	15年	49,250M	100,637M	151,679M
	54,400M	76,950M	90,250M		+ 8,503 "	+ 8,503 "	+ 8,503 "
5年	+ 21,000 "	+ 21,000 "	+ 21,000 "	16年	57,753M	109,140M	160,182M
	75,400M	97,950M	111,250M		- 11,521 "	- 10,914 "	- 8,009 "
	- 15,080 "	- 9,795 "	- 5,562 "		46,232M	98,226M	152,173M
6年	60,320M	88,155M	105,688M	17年	- 9,246 "	- 9,823 "	- 7,609 "
	+ 18,210 "	+ 18,210 "	+ 18,210 "		+ 22,000 "	+ 22,000 "	+ 22,000 "
7年	78,530M	106,365M	123,898M	18年	58,986M	110,403M	166,564M
	- 15,706 "	- 10,636 "	- 6,195 "		- 11,797 "	- 11,040 "	- 8,328 "
	62,824M	95,729M	117,703M		47,189M	99,363M	158,236M
8年	- 12,564 "	- 9,573 "	- 5,885 "	19年	+ 12,500 "	+ 12,500 "	+ 12,500 "
	50,260M	86,156M	111,818M		59,689M	111,863M	170,736M
9年	+ 40,000 "	+ 40,000 "	+ 40,000 "	20年	- 11,938 "	- 11,186 "	- 8,536 "
	80,208M	117,540M	146,227M		47,751M	100,677M	162,200M
	- 16,042 "	- 11,754M	- 7,311 "		+ 9,303 "	+ 9,303 "	+ 9,303 "
10年	64,166M	105,786M	138,916M	11年	57,054M	109,980M	171,503M
	+ 6,000 "	+ 6,000 "	+ 6,000 "		- 11,411 "	- 10,998 "	- 8,575 "
11年	70,166M	111,786M	144,916M	12年	45,643M	98,982M	162,928M
	- 14,033 "	- 11,179 "	- 7,246 "		+ 11,000 "	+ 11,000 "	+ 11,000 "
	56,133M	100,607M	137,670M		- 11,329 "	- 10,998 "	- 8,696 "
12年	+ 11,000 "	+ 11,000 "	+ 11,000 "	13年	45,314M	98,984M	165,232M
	67,133M	111,607M	148,670M		+ 13,100 "	+ 13,100 "	+ 13,100 "
13年	- 13,427 "	- 11,161 "	- 7,433 "	14年	58,414M	112,084M	178,332M
	53,706M	100,446M	141,237M		- 11,683 "	- 11,208 "	- 8,917 "
	+ 15,000 "	+ 15,000 "	+ 15,000 "		46,731M	100,876M	169,415M
14年	68,706M	115,446M	156,237M	15年			
	- 13,761 "	- 11,545 "	- 7,812 "				

出典: Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, *ZfHf*, Jg. 13, 1919, S. 70/71. なお,
 (1) (+) は取替維持による増加記入, (-) は償却額。 (2) 18年度の5%減価の期首在高は, 初版,
 第7版では162,200Mと正しく表示されているが, 第3版では162,208Mと誤記されており, 邦訳書
 その他も後者と同じ誤りを再現している。



出典 Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, ZfhF, Jg. 13, 1919, S. 72.

第1図 定率法の「自動的平均化」効果

計算例によれば、20パーセント、10パーセントというふうに償却率に相当のひらきがある場合でも、20年後にはそれぞれの減価償却額がいちじるしく接近してくる。シュマーレンバッハによれば、この傾向は他のいかにかけ離れた償却率を採用した場合にもあらわれるといわれる。このようにして、幾何的減価償却法の適用を前提とする「減価法」は、それが長期にわたり適用されれば、たとえ当初にいかなる償却率がえられようとも、結局は償却額を自動的に平均化することにより、償却率決定の誤謬の悪影響を最少限度に喰いとめ、費用計算の確実性ひいては比較性を保証するというすぐれた性質をもっていると主張される¹⁷⁾。幾何的減価償却法が「費用計算の確実性を促進する」という「もっとも本質的な特殊性」¹⁸⁾を

有し、したがって、この償却法こそが、普遍妥当性をもつもっともすぐれた償却法であるとシュマーレンバッハが力説してやまないのは、まさにこのことにほかならない。

もちろん、右のごとき各償却額の自動的接近という現象がたとえつねにあらわれると仮定したとしても、右の計算例から一見してあきらかなごとく、それはあくまでも減価償却額に関することであって、相互の帳簿価額には依然として相当のひらきがあることは否定しえない〔第2表を参照〕。しかしのちに詳論するごとく、シュマーレンバッハには減価償却経過 *Ab-schreibungsverlauf* と帳簿価額経過 *Buchwertverlauf* とは厳密に区別し減価償却経過を重視するのが動態論の見地からみて当然のことであるという思想が厳然として存在する。そして、その結果、本来、両経過にひとしく関係を有するはずの、正確な償却率の決定という要求が後退し、「減価償却経過にのみ関係し帳簿価額には無関係、すくなくともほとんど無関係」¹⁹⁾な「幾何的減価償却法がもつ自動的調節 *automatische Anpassung* という一大

たって、正しい減価償却額に自動的に到達しようと志向するからである。しかしながら、幾何的減価償却のこの作用は、必ずしも自明ではない。わたしは、それを適当な折に証明しようと思う」(Schmalenbach, E., Die Werte von Anlagen und Unternehmungen in der Schätzungstechnik, ZfhF, Jg. 12, 1917, S. 13.)。

17) Schmalenbach, E., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, ZfhF, 1919, S. 59/60.

18) Ebenda, S. 72.

19) Ebenda, S. 73.

20)21) Ebenda, S. 73.

第2表 Schmalenbach の設例による帳簿価額経過と秘密積立金の算定

	帳簿価額経過			秘密積立金	
	20% 減価	10% 減価	5% 減価	20% 減価	10% 減価
(期末) 第1年目	80,000	90,000	95,000	15,000	5,000
2	68,000	85,500	95,000	27,000	9,500
3	54,400	76,950	90,250	35,850	13,300
4	60,320	88,155	105,688	45,368	17,533
5	62,824	95,729	117,703	54,879	21,974
6	50,260	86,156	111,818	61,558	25,662
7	40,208	77,540	106,227	66,019	28,687
8	64,166	105,786	138,916	74,750	33,130
9	56,133	100,607	137,670	81,537	37,063
10	53,706	100,446	141,237	87,531	40,791
11	54,945	103,901	148,425	93,480	44,524
12	49,563	99,819	147,662	98,099	47,843
13	49,250	100,637	151,679	102,429	51,042
14	46,232	98,226	152,173	105,941	53,947
15	36,986	88,403	144,564	107,578	56,161
16	47,189	99,363	158,236	111,047	58,873
17	47,751	100,677	162,200	114,449	61,523
18	45,643	98,982	162,928	117,285	63,946
19	45,314	98,984	169,232	123,918	70,248
20	46,731	100,876	169,415	122,684	68,539

(注) 第1表の数値にもとづき、「5%減価」を基準としてみた場合の試算。

長所²⁰⁾が前面に押しだされることになるのである。かくしてシュマーレンバッハにあっては、「自動的平均化」の効果自体に、いわば自立的生命があたえられ、減価償却経過ないし費用計算を一面的に強調するという傾向があらわれ、結局、帳簿価額経過・耐用年数などの如何にかかわらず、いかなる償却率をえらぼうとも結果は同じであるという償却率決定の恣意性が介入する余地があたえられることになる。これすなわち既述の「価値からの解放」の論理的帰結にほかならず、ここに過大償却容認論がすでに潜在しているといつて過言ではない。なぜなら、つぎにのべるごとく、かれは上述の論理を足場として現に過大償却容認論にたどりつくからである。

すなわち、シュマーレンバッハの場合、その

主著『動的貸借対照表論の基礎』第3版(1925年刊)にいたって、ついに、上述の過大償却正当化の可能性は、A. リュプケ (A. Lüpke) の数学的研究を援用するというかたちで現実化する。かれはいう。「リュプケは、興味ぶかい数学的研究において、……えらばれた減価償却率が理想的な減価償却率よりも高いときの方が低い場合よりも本質的にいっそう急速に理想的な減価償却額に到達すること²⁰⁾たとえば、「正しくは5パーセントである減価償却が8パーセントでおこなわれると、16年後にはすでに正しい減価償却額に近づくのに、ただの2パーセントしか償却しない場合には同程度の接近にたつするために54年を要するということを証明した²¹⁾。なお付言すれば、このリュプケの算式によって計算した場合、償却率を高く定めれば

定めるほどこの「接近」が急速であることがわかる²²⁾。それゆえ、費用計算の確実性・比較性を高めようとすれば、できるだけ過大な償却率をえらばばよいということにもなるのである。かくしてシュマーレンバッハは、上記リュプケの数学的証明を援用して、結局つぎのごとき重要な結論にたどりつく。「慎重の原則は減価償却の場合に特別の評価をうけるのである。正規の貸借対照表作成の原則にしたがって、ふつう、設備の耐用年数はそのときの事情から必要とされるよりもみじかく、また減価償却率はより高く見積られる。この場合には、そのようなやり方に表現されている慎重さが、つぎのような事実を無意識にはあるが、しかし慎重の作用によってつよくみとめさせるにいたっていることを意味する。つまり、その事実とは、幾何的遞減減価償却法を、維持費を付価として資産化する処理法と並用する場合には bei geometrisch-abfallender Abschreibung und aktivierten Erhaltungskosten, 過少償却 eine zu niedrige (Abschreibung) よりも過大償却 eine zu große Abschreibung の方が非常に急速に自動的にほぼ正当な減価償却額にたつするものであるということである」²³⁾。すなわち、シュマーレンバッハは、ここでは、リュプケの所論に依拠して、慎重の原則にあたらしい動態論的な意義をあたえ、過大償却を静態論のごとく消極的に必要悪としてみとめるというのではなく、「正確な費用計算」のために積極的に支持するという態度を明確化しているのである。ケルナー・シュレーの一人 K. ハストが、右に引用した一連の言葉をよりどころとして、シュマ

ーレンバッハが過大償却ないし秘密積立金を容認していることの証左としているのは故なしとしない²⁴⁾。

以上、シュマーレンバッハは、修理費の動的処理を前提とする幾何的遞減減価償却法にのみ固有の自動的平均化作用をよりどころとして、定率法の普遍的な適用可能性を論証し、さらに、過大償却容認論にたどりついたのである。その根拠は、すでにあきらかなごとく、費用計算の確実性・比較性の促進という動態論的的目的性であり、それは同時に、保守主義重視の思想と緊密に内的にむすびつけられている。そして、いま、シュマーレンバッハがたどりついた過大償却容認論の到達点からかれの減価償却論の全体構造をかえりみると、前節で詳細に検討した給付能力基準の導入も、たとえ消極的・間接的にはあれ、かれの過大償却容認論の不可欠の構成部分になっていることが理解されよう。いうところの意味は、かれの過大償却容認論は直接的には修理費の動的処理と幾何的遞減減価償却法との巧みな組みあわせによって構築されたものであるが、それが可能となったのは、あらかじめ静態論的な損耗—価値減少基準とはことなる動態論的な給付能力基準を導入することによって幾何的遞減減価償却法の適用可能性が保証せられていたがためであるということである。要するに、シュマーレンバッハの過大償却容認論は、動的貸借対照表目的観から出発し「価値から解放」されることを基礎として、一方では動態論的費用配分基準たる給付能力基準の導入とその帰結としての幾何的遞減減価償却法の適用可能性の証明、他方では修理費の動的処理と幾何的遞減減価償却法との組みあわせ(いわゆる「減価法」)、帳簿価額経過にたいする減

22) Vgl. Lüpke, A., Mathematische Untersuchung der geometrisch-degressiven Abschreibung, *ZfhF*, Jg. 18, 1924, S. 424 ff.

23) Schmalenbach, E., *a. a. O.*, S. 85/86.

24) Hast, K., *a. a. O.*, S. 185.

償却経過の優位性についての動態思考等々、一連のいわゆる動態思考の巧みな組みあわせによって構築されたものであることがあきらかである。そして、上述のところから容易に理解しうるとく、就中、帳簿価額経過に対する減価償却経過の優位というすぐれた動的な思考こそが、かれの減価償却論を過大償却論たらしめる決定的なモメントをなしているといえることができる。すなわち、動的減価償却論においては、「価値」・「貸借対照表真实性原則」から「解放」され、「一致」Kongruenz・「継続性」Kontinuität・「比較可能性」Vergleichbarkeitの三原則が計算構造論を支える主柱として登場する結果、減価償却経過の絶対的正確さ・各期間ごとの減価償却費のそれ自身独立した真实性に対する要求がいちじるしく後退し、減価償却費の相対的な高さ・その比較可能性だけが問題になる。つまり、動的減価償却論において問題になるのは、本来、絶対的に正確な減価償却額の決定ではなく、相対的に正確な減価償却額、すなわち利益数値の比較性を促進しようような減価償却費の決定なのである。それゆえ、シュマーレンバッハが帳簿価額に対する減価償却経過の優位を主張する場合には、単に両経過の形式的な序列関係が問題になっているのではなく、静的論的な帳簿価額＝貸借対照表価値経過の絶対的の真实性に対する、動態論的な減価償却＝費用経過の相対的正確さの優位という、より実質的な内容をそれにふくませているのだと解されなければならない。この点に関連して、たとえば、C. ハーゼは、次のごとく述べる。

「……〔シュマーレンバッハが、その主著第3版70頁以下で示している〕この計算表は、償却率が誤ってえらばれた場合にも、定率法がいかに減価償却費を『自動的に修正する』よう

に作用するかを認識せしめようとするものである。しかし、この計算表はまた、いかに減価償却がその相対的な額において、そしてまた同時に、利益もまたその相対的な額において平均化されるかを示している。それは、まったくシュマーレンバッハの意味においてである。しかし、それは、絶対的な額といかなる関係にあるのか。20年間の減価償却総計を計算すれば、122,684マルクの差異が生じる。もし5%ではなくして20%で定率償却をおこなうとすれば、122,684マルクだけ、利益総計も相互に異なるはずであり、同額だけ、株主は20年間にわたって詐取されるのである。しかし、『動態論者』たるシュマーレンバッハにとっては、絶対的利益のごときは、どうでもよいのであるから、かれは、このことによって、わずらわされはしない。けれども、シュマーレンバッハは、首尾一貫して、減価償却一般を余計なものとして説明すべきであった。けだし、利益の相対的な高さを確定するためには、まったく減価償却なしでも、どうにか間に合うからである！」²⁵⁾。

C. ハーゼ論文全体の評価は一応措くとして、この引用文中のかれの見解には、まことに傾聴に値する重大な問題点がふくまれているといつてよい。だが、シュマーレンバッハ減価償却論のこの極度に重要な問題点について、よりふかく考察するためには、減価償却論からさらに一步進んで、かれの構想する計算構造論をくわしく検討し、それと秘密積立金との関係を分析しなければならない。以下、章をあらためて、考察を試みてみよう。

(1960年10月執筆、
1982年10月1部改稿)

25) Haase, C., Statik, Dynamik und Abschreibungen, *Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 1923, S. 131.